

こ安全第 7 9 9 号
令和 6 年 1 2 月 2 日

埼玉県保育協議会
会長 喜多濃 定人 様

埼玉県福祉部 こども安全課長
(公印省略)

埼玉県朝霞児童相談所の新設等について（通知）

本県の児童福祉行政につきましては、日頃、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、現在 7 か所の児童相談所を設置しているところですが、このたび、新たに 8 か所目となる児童相談所（一時保護所付設）を設置いたしますので、お知らせいたします。（令和 7 年 4 月 1 日開所予定）

これに伴い、一部の児童相談所の管轄区域が変更となります。

今後とも、児童虐待防止等に積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

<新設する児童相談所>

名称：埼玉県朝霞児童相談所

所在地：埼玉県朝霞市青葉台 1 丁目 1 0 番 6 3 号

電話番号：0 4 8 - 4 6 5 - 4 1 5 2

※令和 7 年 4 月 1 日（開所予定日）から使用可能となる番号です。

<管轄区域の変更>

別紙

埼玉県福祉部 こども安全課
児童相談所整備担当
電話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 6 2

別紙

○現行：～令和 7 年 3 月 3 1 日

児童相談所	所管区域
埼玉県川越児童相談所 (7 市 1 0 町 1 村)	川越市、東松山市、 <u>富士見市</u> 、坂戸市、鶴ヶ島市、 <u>日高市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>三芳町</u> 、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県所沢児童相談所 (8 市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 <u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u>

○変更後：令和 7 年 4 月 1 日～

児童相談所	所管区域
埼玉県朝霞児童相談所 (6 市 1 町)	<u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>三芳町</u>
埼玉県川越児童相談所 (4 市 9 町 1 村)	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県所沢児童相談所 (5 市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 <u>日高市</u>